

千葉市人材公募制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職員が希望する職務に挑戦することによって、適材適所の人事配置を実現し、職員が自らの持つ能力をさまざまな分野で発揮することにより、人材の有効活用及び組織の活性化を行い、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(人材公募制度の種類)

第2条 人材公募制度は、「60歳未満職員向け公募」及び「60歳以上職員向け公募」により実施するものとする。

2 「60歳未満職員向け公募」は、実施年度の末日時点で年齢が60歳未満の職員を対象とし、次の各号に掲げる形態により実施するものとする。

(1) 職位型 公募する職位に対し、応募職員のうち適任者を当該職位に配置するもの。

(2) 業務型 各課等が所管する業務のうち挑戦したい業務に従事することを希望し、当該公募に応募した職員から、適任者を当該業務の所管課に配置するもの。

3 「60歳以上職員向け公募」は、実施年度の末日時点で年齢が60歳以上の職員を対象とし、各課等のうち、挑戦したい業務を所管する各課等への配属を希望し、当該公募に応募した職員から、適任者を当該所管課に配置する形態により実施するものとする。

(公募対象の職)

第3条 前条第2項第1号に規定する公募する職位は、総務局長が別に指定する。

(応募資格)

第4条 第2条第2項第1号及び第2号並びに第3項に規定する人材公募制度への応募資格は、総務局長がそれぞれ別に定める。

(応募手続)

第5条 第2条第2項第1号に規定する職位型公募に応募する職員は、人材公募（職位型）申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、指定期日までに人事課に提出しなければならない。

2 第2条第2項第2号に規定する業務型公募に応募する職員は、人材公募（業務型）申込書（様式第2号）に必要事項を記入し、指定期日までに人事課に提出しなければならない。

3 第2条第3項に規定する「60歳以上職員向け公募」に応募する職員は、60歳以上職員向け人材公募申込書（様式第3号）に必要事項を記入し、指定期日までに人事課に提出しなければならない。

(選考方法)

第6条 選考は、総務局長が別に定める方法により実施する。

(選考を行う者)

第7条 選考は、公募する職位、応募者が希望する業務又は応募者が希望する課等に応じて、総務局長が指定する者が行う。

(選考結果の通知)

第8条 選考結果については、人事異動内示書をもって本人に通知する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年1月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月2日から施行する。

人材公募（職位型）申込書

希望する職位	
--------	--

職員コード		氏 名		年 齢	
所 属		職 名		職 種	
現所属在課年数		現在の級の在級年数			
経 歴					

応募にあたりPRしたい事項	
長 所 等	
資 格	
そ の 他	

※現所属在課年数、現在の級の在級年数及び年齢は、今年度末現在で記入してください。

人材公募（業務型）申込書

希望する		
業務名	上記業務を所管する局・部名	
	配属が想定される課 (上記業務の所管課)	

職員コード		氏名		年齢	
所属		職名		職種	
現所属 配属年月日		現所属在課年数			
経歴					

応募にあたりPRしたい事項	
長所等	
資格	
その他	

※現所属在課年数及び年齢は、今年度末現在で記入してください。

60歳以上職員向け人材公募申込書

配属を希望する課等		
	上記課等で希望する業務※	

※業務については、配属になった場合でも担当することを約束するものではありません。また、選考結果、合格水準に達していた場合であっても、希望課と応募者の職種の関係や人員配置（人数）等により、実際には配置できない場合があります。

職員コード		氏名		年齢	
所属		職名		職種	
現所属 配属年月日		現所属在課年数			
経歴					

応募理由					
------	--	--	--	--	--

応募にあたりPRしたい事項	
長所等	
資格	
その他	

※現所属在課年数及び年齢は、今年度末現在で記入してください。